

平成二十二年一月二十七日 最終講義

日蓮宗修法史概説

宮 川 了 篤

改めましておはようございます。早朝よりお集まりいただきましたまして深く感謝申し上げます。毎週二時限目は十時二十五分からですので、それにあわせて本日の最終講義とさせていただきます。なお本日は北海道、南は九州、全国各地遠近を問わず、お集まりいただき本当に恐縮しております。ただ今紹介にありましたように卒業した身延山学園で最終講義ができるということに、少しは母校に対して恩分の一分がかえせたかなというふうに思っております。

私が御祈祷の研究をはじめたのは、先ほどご紹介していただきました『日蓮宗事典』の編纂主任をさせていただきます時からです。祈祷の語彙項目を選ぶ時に、はたして何の本を選んで、そこからどういう言葉をとるべきか、という時でありました。当時あまりそうした関係の本が出ていないということに気がつき、以来、私は『事典』が終わったら必ず本を若い人たちに知らせないといけない、ということと昭和五十七年二月に『日蓮宗祈祷聖典』を刊行させて頂きました。以来研究をしておりました時に大先生から「御祈祷を研究するの行き詰るよ、だからやめなさい」という言葉もありました。しかし今日の宗門史を大観したときに、はたして学者先生たちだけで、これら五千有余の寺が建ったであろうか、やはり御祈祷の達人による法力をもって信徒を集め、寺を建ててきたのが大半であろうというふう

思い、そのまま続けてまいりました。

本日列席の中には病をおして参加して下さった方もおります。日蓮聖人の時も同じです。病で苦しむ人、日蓮聖人に相談します。そしてお産がある妊婦の方が来ると日蓮聖人はそういう妊婦の方を励まし、そして安産の腹帯を書いてあげている。時には妻に先立たれた立場になって指導し、逆に夫に先立たれた妻を指導し、ありとあらゆる事を思っ
て信徒を日蓮聖人は指導して参りました。その指導してきた日蓮聖人の祈りの根底にあったものはいったどこにあったのかと考える時、法華経第三巻の第五番目の菓草喩品に説示される「現世安穩・後生善処」、現世が安穩でない限り後生は善処にならないというお考えが日蓮聖人の根底にありました。この「現世安穩・後生善処」の考えは『立正安國』の精神につながっていきます。そうしたことを考えていきました時、本日与えられました時間は出来るところ、今から計算しますと約一時間、六十分ちょっとであろうと思います。この私が話していることは全てテープにとられ、本学の『身延論叢』研究誌に載せるということを言われましたものですから、これはただご挨拶ではないということ
ことで資料を配布させていただきました。皆さんのお持ちの資料がこれでございます。この資料を全部読むだけで六十分位かかるのではないかとということもあり、少し荒削りですがお話をさせていたただきたいと思ひます。

最初の資料一枚目目次。一、日蓮聖人に見る祈祷の諸相。二、祈祷経について六老門跡ではどうであったのか。次、三十番神信仰・別称法華神道と申します。四、中世の祈祷修法はどうであったか。五番目、中山遠寿院・智泉院に入行した方々が一体どのような修行をしたのか。六番目、明治期の入行者考、ということをあらあら論述させていただきます
きたいと思います。

そこで日蓮聖人が御祈祷した数多くのものの中から代表的なものをあげると、伊東八郎左衛門への祈りであります。

日蓮聖人は伊豆川奈に配流されました、流罪です。その配流されました地で、地頭である伊東朝高が大変な病気でなかなか治らないということで、ついに鎌倉幕府から追われた日蓮聖人の所に朝高の使いが参りまして、日蓮聖人は法華経信仰を一分でも信じた人ならば祈る、ということで祈りをささげました。

ことに当地頭の病悩について、祈せい申べきよし仰候し間、案にあつかひ（扱）て候。然れども一分信仰の心を日蓮に出し給へば、法華経へそせうとこそをもひ候へ。此時は十羅刹女もいかでか力をあわせ給はざるべきと思候て、法華経・釈迦・多宝・十方の諸仏並に天照八幡大小の神祇等に申て候。定て評議ありてしるしをばあらはし（定二三〇頁）

ということ、ついに伊東朝高に祈りを致しましたところ、病気が回復に向かったということ、伊東朝高は日蓮聖人に海中よりいろづくの物体、つまり漁師の網にかかったお釈迦様の像を献上致しました。それを生涯、日蓮聖人は御持仏として、配流された佐渡の地においてもその釈迦仏を御本尊として拝み、この身延に入られた後も御本尊として拝み、遺言の時に私もし死んだら私の墓は身延に建ててくれ、そしてその墓の傍らに必ず私の持っていた『注法華経』（日蓮聖人の持っていた法華経に色々書き留めた文を記しておいたのが注法華経と申します）。この注法華経とこの釈迦仏を必ず傍においてくれ、と遺言をされた。しかし日蓮聖人が亡くなられて約百日ほど経ちますと日蓮聖人のお墓を輪番、本日輪番の方もいらっしゃいますが、輪番をするという弟子たちが決まりました。弟子の日朗上人がいち早く日蓮聖人の遺言を破ったと申しましようか、ついに身延の地より像を持ち出しました。それが後に本圀寺、現在京都本圀寺にあるとされているわけです。次、領家の尼への祈り、これは日蓮聖人が大恩の方というくらい、御恩になったお方で、日蓮聖人のスポンサーともいわれております。この領家の尼にお祈り致しました。

後生には無間地獄に墮させ給へし。故いかんとなれば、東條左衛門景信が悪人として清澄のかいし、（飼鹿）等をかり（狩）とり、房々の法師等を念仏者の所従にしなんとせしに、日蓮敵をなして領家のかたうどとなり、清澄・二間の二箇の寺、東條が方につくならば日蓮法華経をすてんと、せいじょう（精誠）の起請をかいて、日蓮が御本尊の手にゆい（結）つけていのりて、一年が内に両寺は東條が手をはなれ候しなり。此事は虚空蔵菩薩もいかでかすてさせ給べき。大衆も日蓮を心へずにをもはれん人（定一一三五頁）

ようするに領家の所領であつた清澄・二間の寺に地頭東條景信が侵略してきました。その結果、問注所で裁判に至り、後に裁判で勝利すべく、日蓮聖人は御本尊にその書状を手に結いつけて祈つたという。そこには日蓮聖人の祈りの姿があり、同時に、手に結いつけて拜んだということですから、当時の日蓮聖人の御本尊はかなり大きかったといふふうには推測されます。次に悲母蘇生と安達泰盛、南條時光への祈り、これは悲母蘇生と南條時光への祈りは内容が似ておりますので悲母蘇生は割愛させて頂きます。南條時光への祈りについて話を進めさせて頂きます。静岡県の現在芝川の支流をずっと行ったところに南條さんが住んでおりました。その南條さんが病氣になられ、日蓮聖人に御祈祷の依頼が参りました。この御祈祷は日蓮聖人六十一歳の生涯で最後の御祈祷です。病める日蓮聖人。いま手洗いにいったかと思ふとまた洗る、また手洗いに、また洗る。一日に何度となく手洗いにいき、瘦せ病になっている。そんな日蓮聖人の様態を、お手紙が教えて下さっています。「みそをけなめ候えば、はらのけも治り候おわんぬ」腹の調子が悪い日蓮聖人は一生懸命味噌桶を舐める、べろべろべろべろと舐める。すると腹の調子が良くなった。おそらく味噌の酵母菌が日蓮聖人の、その当時の瘦せ病に効いたのかもしれない。日蓮聖人はあまりにも衰弱していた。信者の苦しみを放っておけない。そこでついにお祈りをささげました。南條さんが鹿毛の馬を一頭つれて日蓮聖人にお

布施として献上致しました。日蓮聖人はその馬を見、そして自分の弟子、日朗に代筆をさせました。そのことがこのお手紙の内容です。「御布施御馬一疋鹿毛令入御見參候了。兼又此經文は二十八字」(此經則為、閻浮提人、病之良藥、若人有病、得聞是經、病即消滅、不老不死)(定一九〇九頁)という經文を書いて、

法華經の七卷藥王品の文にて候。然に聖人の御乳母のひと、せ(一年)御所勞御大事にならせ給い候て、やがて死せ給いて候し時、此經文をあそばし候て、淨水をもつてまいらせさせ給いて候しかば、時をかへずいきかへらせ給いて候經文也。なんでうの七郎次郎時光は身はちいさきものなれども、日蓮に御こゝろざしふかきもの也。

たとい定業なりとも今度ばかりえんまわう(閻魔王)たすけさせ給へと御せいぐわん候。明日寅卯辰の刻にしやうじがは(精進河)の水とりよせさせ給い候て、このきやうもん(經文)をはい(灰)にやきて、水一合に入まいらせ候てまいらせ給べく候。恐恐謹言(定一九〇九頁)

と述べておられます。日蓮聖人はこの藥王品の文を和紙に書いて、弟子日興上人を遣わせます。日興上人は日蓮聖人の代筆を務めた日朗上人のお手紙とこの要文をもって、南條さんのとこに向かい、お手紙の内容に示されたごとく致します。じつはこれには深い意味があるのです。私はこの明日寅卯辰の時間に水をとりよせるということは、いったい時刻の問題で、拝み方など何の行法によったのかということを追求させて頂きました。この結果日蓮聖人は『虚空藏菩薩能滿所願最勝心陀羅尼求聞持法』という、善無畏三藏がインドから中国に来てサンスクリットを漢訳し出した千八百字程の行法経、この行法は略して「求聞持法」と称します。真言密教においては八千枚護摩と並ぶ大変難行苦行の一つであります。この「求聞持法」を日蓮聖人は取り入れました。水を汲む時間の指定こそがその査証であります。この査証にもう一つ加えるのは日蓮聖人はお書きになった『不動愛染感見記』の圖像、その圖像の中に書かれて

いる「正月一日日食」と書かれている。さらには「十五日より十七日に至」の文がございます。これはいったいどういうことかと言いますと、「求聞持法」でもっとも重んじるのは日蝕月蝕であります。その日蝕月蝕を書いている日蓮聖人の図像はまさに「求聞持法」以外に無いといえましょう。ましていわんや「求聞持法」には毎日寅の刻に水を汲んで修行、行に入る人は水を汲みその水をもって口を注ぎ、そして顔を洗い、自分の体をきれいに拭くという次第の一つ、これによったものであろうということです。

この点について昨年、立正大学の小松邦彰先生の古稀記念論文において書かせて頂きました。しかし昨年十月でしようか、横浜で鎌倉の日蓮展がございました。その時に美術の方面から研究している方が日蓮聖人の『不動愛染感見記』図像とあまりにも京都三室戸寺の「摩尼宝珠曼荼羅」図像の不動・愛染が似ているかが判りました。その図像を見てみますと、確認したくなり早々に三室戸寺に伺いました。ところがなんと別なものを出してきていただきました。「摩尼宝珠曼荼羅」図像の不動明王図像より、もっと日蓮聖人の不動明王図像に輪郭・その他等が類似しすぎている。となりますとこの研究について私はもう一回改めて書き直しをし、自分の過ちを自分で訂正しなければならぬ問題が残っているのです。

そのほかにも、資料一枚目、その他、と書いてありますが

一日もいきてをせば功德つもあるべし。あらをしの命や命や。御姓名並御年を我とかかせ給て、わざとつかわせ。大日月天に申あぐべし。いよどの（伊予殿）もあながちになげき候へば日月天に自我偈をあて候はんずるなり。

（定八六三頁）《中略》最上第一の妙法をもつて御祈祷あるべき歎（定一四二三頁）

と申しております。ようするに日蓮聖人のところまで来ることができないならば、自ら自分の名前と生年月日とを書

いて送りなさい。日蓮聖人は日天・月天にそれを祈る。ようするにそのことを一般的には影祈祷と申します。江戸時代ではこれを平加持といたしました。平らな加持と書きまして平加持といい、いまは死語です。どなたに聞いてもなかなか平加持とは何でしょうと聞いても答えてくれる人はおりません。平加持は影祈祷、そうしたことを日蓮聖人が行っていた。その年の厄年の方々に、厄とは人間の節々のようなもの。杵の角のようなもので、大厄は法華経に任せ、小厄は日蓮に任せよ。ということで大厄は法華経・小厄は日蓮に任せよ、という力強い言葉があります。御遺文では三三歳の厄、三七の大厄、ということとで、どうも鎌倉期においては三七歳が大厄であったということを知ることが出来ます。これは時間が御座いませんで詳しく述べる事が出来ませんので以降は割愛させて頂きます。

では日蓮聖人が御祈祷経、ご祈祷するにはどのような経典を読んでいたかということは大切な問題であります。それを祈祷経と申しておりました。つぶさには皆さんの資料(一)であります。たいへん細かい字になりますが、載せておきました。これは日蓮聖人が法華経全二十八章中序品第一・方便品第二等、その中で御祈祷に興味するもの、法華の功德が説かれている経文を抜きとったと申しますか、撰んだ文字、それを撰法華経と申しております。「読誦し奉る撰法華経、末法一乗の行者、息災延命所願成就祈祷経の文、末法唱導師、日蓮大菩薩御撰」。こういう読み方一つをとっても、実は日蓮聖人がそのように読んだのか、そうではなくこれは後世の者がこういう読み方だ、と決めたことはいうまでもありません。そういう読み方の中には、なかには多くの方がご存じの、神力品の偈「滅度多宝仏」という経文があります。その「滅度多宝仏」を決して「めつどうたほうぶつ」とは読んでほらない、「滅度多宝仏」と書いて「しょうみやうたあほうぶつ」と読むのが正しい読み方である、というのが口伝相承している訳であります。それはたぶん門流によって違いますが、そうしたことで読み方一つにも口伝があるわけでありす。しかし、この撰

法華經こと祈禱經は、實際に日蓮聖人が書いたのか否かということが論議されてきました。と申しますのも祈禱經が今日発見される場の多くは朗門系、日朗門流の系統である。どうして日朗門流だけに祈禱經が発見されるのかということが疑問視されます。浅井要麟先生はそういう点につき、祈禱經ははたして本当に日蓮聖人が書いたのか難しい、ということ述べられております。しかし歴史的にもう一つ日蓮聖人の文章でなければ書き表すことの出来ないものが『祈禱經送状』でございます。佐渡へ流された日蓮聖人、そこにいましたのが最蓮房というお坊さんであり、日蓮聖人に帰伏し、改衣致しました。しかし、この最蓮房さん病氣になり静養のため山の中に入って療養したい、というふうに申してきました。そのことについての御返事であります。

一 御山籠御志事。凡雖背末法折伏行病者にて御座候上、天下の災・国土の難強盛に候はん時、我身につみ知候はざらんより外は、いかに申候とも国主信ぜられまじく候へば日蓮尚籠居の志候。まして御分之御事はさこそ候はんずらめ。仮使山谷に籠居候とも、御病も平癒して便宜も吉候者捨身命可令弘通給。（定六八九頁）

次の文が大事です。「一蒙仰候末法行者息災延命祈禱事。別紙一卷註進候。」（定六八九頁）別に一卷書いたということは間違いなく祈禱經を書いたということの査証であり、

毎日一返無闕如可被説誦候。日蓮も信じ始候し日より毎日此等の勸文を誦し候て仏天に祈誓し候によりて、雖遇種種大難法華經の功力・釈尊の金言深重なる故に今まで無相違候也。付其法華經の行者は信心に無退転身無詐親一切法華經に任其身如金言修行せば、慥に後生は不及申今生も息災延命にして勝妙の大果報を得、広宣流布之大願をも可成就也（定六八九頁）

と申しており、日蓮聖人も法華經を信じて以来、毎日この撰法華經を唱え続けた。大難・小難は法華經の功力によ

て扱ってこられた。このような表言は現体験を重ねてこられた日蓮聖人以外に述べられる問題ではありません。時間の関係上、少し文章にさせて頂きましたので読ませて頂きます。では祈祷経についてであります。一枚目に、日昭門流、これは日昭上人の門流です。祈祷修法に関しては古くは、ほとんど見られません。ただ一つ、江戸期になって遠寿院・智泉院・身延積善坊流以外にもう二つあります。下山流・身延下山の本国寺の下山流。玉沢八日祈祷の玉沢流と呼ばれるのがございます。江戸期になると日昭門流にもはじめて祈祷相承のものを見ることができ、これは日興門流には祈祷経の伝承は不明です。しかし『伯耆公御房消息』(一九〇九)から推察すれば、聖人の代筆を執ったのが日朗で、消息を伝え派遣されたのが日興である点からすれば、祈祷修法は伝承有りとするべきであろう、ということ。次日頂・日持。真間山弘法寺をお預かりしていた日頂、また東北・北海道さらに唐に渡った日持上人。この兩人については知ることはできません。次にそれでは老僧ら諸門流ではどうであったのか、中山法華経寺日常のあとをうけた日高は天下太平異国降伏、異国降伏は蒙古襲来があったために異国降伏の祈りをする述べ、御祈祷は先例に任せる、といっている。日高のあとを承けた日祐も同様に先例に任ずといっている。しかし、祈祷経の伝承のことは一切ふれておらず、目録(『宗全』第一巻、四七・五〇・四三九頁)にもその名が見られません。ただし『祈祷抄』が存したことは明らかであります。少し時間の関係上、前に進ませて頂きます。祈祷経が身延に伝えられたという見方には二つあります。前者は身延一七世慈雲日新の記録に依れば、第三世日進が上洛したおり最蓮房から伝承したという。上洛は永仁三年と正中二年の二回であります。いつれかは判明しがたいのですが、後者は「身延積善坊流祈祷血脈相承」によるもので、釈尊・上行・日蓮・日向と系譜されている点であります。しかしこれでは自分の師匠の系列をたてているということだけで、たしかな資料的証拠にはなりません。やはり前者の日進が京都に行って最蓮房が祈祷経を書

写させて頂いた、というのが身延の祈祷經の傳承のはじめであろうといえます。次に京都に伝えられたのは、やはり最蓮房を最初に挙げたい。次いで日像であろう。日像はおそらく日朗から伝えられ、弟子の大覚妙実に傳承している。（一）は全部出典であります。また本圀寺日静、日伝も写しております。これはおそらく日朗から伝えられたものであろうというふうに考えられます。この祈祷經は日蓮聖人滅後三十七年目の文保二年、日像は祈祷經の注釈書である『祈祷經之事』を早くも著わした。その後、身延第十一世行学院日朝は、文明十三年に『祈祷經口決』『祈祷經血脉之事』『御祈祷經之事』『祈祷經三頂口決』を著わし、身延一二世円教院日意、この方は天台宗から日蓮宗に改宗・改衣した方です。明応五年に『護之口決』、文亀三年には『祈祷經三ヶ五ヶ相承』、さらに『九字十字大事』この九字十字ということは台密、天台密教の言葉です。したがって円教院日意は天台宗の僧侶であったという、台密の人の相伝を日蓮宗化したということが考えられます。次、『首題劍形相伝』。お題目が劍の形になるように書いています。それを「首題劍形相伝」、等を著わすにいたっている。また天正二年、身延第二十世一如院日重は三光無師会の日詮から聞いた『御祈祷經聞書』を著わしております。このようにして祈祷經について種々、先師は注釈書等々を著しているということが判ります。さて、こうした祈祷經をもとに、京都では日蓮聖人から遺命された日像が南無妙法蓮華經、法華經を宣布しています。しかし京都の町衆の方々、強い信仰をもっているのが京都の数ある神社・神祇にお参りに行くことでした。その人たちをどうしたら自分たちの日蓮宗の方に引張ってこれるかということが課題です。たとえば日本にはキリスト教がかなり入ってきてますが、なかなか世界から見ればキリスト教が日本に弘まりにくい。なぜならばキリスト教の教えと仏教の教えは根本的に「有」と「空」の違いだからです。ゆえにキリストは「空」を持つことが出来ませんので「有」を説いていく。そこには中々難しさがある。中国に仏教が伝わったのは儒教の「無」とい

う思想がありました。「無」というのは仏教ではないんですよ。「無」という思想は儒教です。そこに仏教の「空」という思想を持って行きますと、「空」と「無」が非常に似ているので「空」を「無」に置き換えることによって仏教のそうした教えがどんどんと中国に浸透していき、仏教化していったことになるのです。それと同じように日像は三十番神を自分のお曼荼羅の中に書き入れました。このお曼荼羅に書き入れたということは、純粹日蓮教学の研究者から見れば雑亂勸請であり、日蓮宗の雑亂勸請の最初は日像からはじまった、という一方の批判がおこるのです。

さてその三十番神を祀ったのは後世に日像だという説もあれば、日蓮聖人説もある。資料(二)を見て下さい。例えば日蓮聖人説は、比叡山横川定光院で読経中に三十番神が現れたという説。これは『本化別頭高祖伝』『別頭統紀』『高祖年譜』などであります。もう一つは吉田兼益より三十番神を伝授されたという説であり、これは『兼益記』『蓮公薩埵略伝』『神祇正宗』『番神問答記』『甲府問答記』などがある。これらの一つずつを吟味しておりますと、とても最終まで参りませんのでここは割愛させて頂きます。次に日像の説。日像より三十番神が始まったとする説は『真流正伝抄』『竜華秘書』『当宗相伝大曼荼羅事』その他法華神道関係書籍に日像から始まったというふうに書いてあります。次にちよっと読ませてもらいます。以上のうち『本化別頭高祖伝』『別頭統紀』『高祖年譜』等でのべている日蓮聖人説は、聖人が建長元年に比叡山定光院で読経中、法華經守護の三十番神が衆列をなして姿を現したという。聖人は神名を記し姿を画像にかかした。神名帳は沼津の妙海寺に、画像は甲州の立正寺に存している、というものであります。この説はまったくの伝説的なもので、学術的には認めることはできません。また一方の、聖人が弘長元年二月に吉田兼益から、三十二神の名号を伝授されたという『兼益記』。この三十二神というのは後に明治の時に活躍した大変なものです。と申しますのも、これが天照大神が天孫降臨といって降臨して参りました。先頭に立って来

るのは猿田彦命、三つ目があつてその真ん中の目から一丈先を照らしたと、今時一丈なんて呼び方はびっくりしますが、当時はまだロウソクだけの世界で、一丈なんて先を明るく照らすことなど大変なことです。その天孫降臨の時に降りてきたという三十二神を指しているわけです。さらに『兼益記』をそのまま引用した『蓮公薩埵略伝』『神祇正宗』『甲府問答記』などの説は、日蓮聖人史伝上ありうるべきことではない。ましてや三浦周行先生は大変な国学者で三十番神を研究している博士で、三浦周行博士の指摘する『兼益記』が兼俱の創作であるならば論をまつまでもない。してみると、日蓮宗に三十番神を最初にとり入れたのは『真流正伝抄』の記述と、『竜華秘書』に散見される日像からとやはりみるべきであろう。この三十番神がどうして必要かと申しますと、一日に病氣になったなら熱田大明神、この熱田大明神に、当病平癒。その他種々の所願成就の祈りを捧げる。毎日毎日当番の神々に言上申し、祈ることによってそれが成就されるという信仰であります。これは三十番神言上、ちなみに江戸中期に鬼子母尊神が一尊化するまでの間、この三十番神信仰が日蓮宗の祈祷の中核をなしていたということでもあります。

次に時間の関係上、読ませてまいります。中世の祈祷修法。前述の注釈書等によってもわかるように、南北朝・室町・戦国の時代に至ると、時世の潮流に便乗するかのようになり、種々の要望に応えているいろいろな祈祷法が生じ、口伝相承・相伝書が重きをなしてきたのであります。もちろん、相伝書類の出現によって、諸門流とも室町期の関西方面にはなばなしい布教伝道の成果の一端を、修法祈祷が担っていたことからして、祈祷相承の再確認をすることによって、より一層の高揚をはかる上で、修験道（山伏ですね）、台密・真言等の相伝書類まで集録したのであろう、と考えられる。集録された相伝書類は整理され日蓮宗の祈祷法として一定の行法儀軌に確立制定されたことは祖山学院、当大学のかつての名前で、祖山学院版の『本尊論資料』において充分に考えられるのであります。今日は学生さんが

おります。学生さんに簡単にどんなことが書いてあるか、たとえば大明神という時に神という字の右側、申すと書きますが、その申すという字に、必ず点を点々(神ト)と二つ入れなければなりません。これが日蓮宗で大明神トと書いた場合は大口伝といわれている。これは行学院日朝がそのように書いているのが『本尊論資料』であります。ところで、中山においては日常・日高・日祐の三代にわたる祈祷の関心は、当然のことながら歴代の貫首に受け継がれ、祈祷修法の口伝書等の収集に力が入られたのであろう。こうして、身延と中山は双壁であった。また従来、身延と中山においては祈祷経ならびに祈祷相承書等は、歴代の貫首から貫首へと伝承されていったらしい。ところが安土桃山ころになると限られた僧侶にはあったが、貫首が貫首以外の僧侶へ伝授するようになった。とりわけ中山では十代日俣のとき、一門のうち器量ある者に相伝を許すことになった、と伝えられております。資料(三)を見て下さい。

『当院御祈祷一派制規』という明治の最初の伝師でありました朝田日光によって書かれたものです。日俣は十歳で貫首、稚児貫首という、十歳で貫首さんになったんですね。十歳で貫首となり、八十四歳入寂までの永い年月にわたる教化活動にはみるべきものがある。天文九年頃には、従来からの本妙寺・法華寺の両山一主制を、一寺に合併して「妙蓮山法華経寺」と称した。また、本寺と末寺、本寺と檀越・信徒との結びつきである講、一結衆の結合を密にし、本末講組織を確立して、法華経寺を名実ともに頂点とする本寺の態勢をととのえたのは、日俣の在職中のことであつたとみられている。それは天文一四年正月二〇日、関東管領足利晴氏から「諸法華宗之頂上、可為本寺」という承認を受けている足跡から見てもわかるとあります。(高木豊「近世初頭における日蓮教団の動向」『史潮』第八〇号参考・中尾堯『日蓮宗の成立と展開』二九二―三〇一頁参考)内はこうしたことを指摘している先生の論述です。こうした実績をもつ日俣の祈祷公開が、智泉・遠寿院の誕生となりました。すなわち近世日蓮宗修法の展開をみてい

くのであります。法華経寺の塔中に遠寿院・智泉院の二つの行場がありました。二院の説明は時間の關係上割愛させていただきます。資料の（四）を見て下さい。図表は遠寿院流の遠寿院日久が行に入った時から明治三八年の入行者名簿一覧を戸田日輝前伝師に借り受け、コピーし整理したものです。したがって今回この資料は初めて私が皆さんに公開するということです。最終講義にあたり、この資料を整理した一端を紹介させていただきます。元禄五年一二月一三日遠寿院日久が入行致しました。他一名が入行しているのですが、どなたなのか名前が書いてない、他一名と書いてあるだけです。以来一六九二年から一八〇三年までの間、資料のような時期に入行しており、今日のように一月一日からではありません。何月でもいい、なにしろ百日間すれば何月でもいいというのがこれらから伺えるのであります。ましていわんや約一五〇年の間に五五〇六名であります。とすると三年に一人くらいの行者さんが入行する、ということになります。今年は荒行僧が一七〇人近く入っております。そういうことは考えられない時代で、当時は一人でやる、ということですが。行は出たものの実際は行者の質、善し悪しがあります。いい行者さんもいれば、ちょっと物足りないようなお坊さんもいた、これは認めざるをえない。なぜならば資料（五）の真ん中からです。翌天保十三年、幕府は智泉院に寄祈禱を禁止した。さらに嘉永五年、幕府は遠寿院、智泉院に対し、病患の者のみに許可制とする旨を布達した。翌六年ここにおいて両院は従来の規定を改革しました。ようするに寄祈禱ということは靈をのせて発言（口寄せ・寄代）させる人等々を禁止させたということです。それでましてや病気の者においては薬を飲んでいくかいなか、ということをはっきり確認した上で御祈禱するということです。資料（五）にみる三行目の列の方でこのように申しました、「中村 飯高 小西三椋林三之側以上 余檀者玄能以上 如法実意云々」と制約しました。ようするに当時の学問の中で、檀林という学問所において最高にかかって十六七七年の歳月が必要でした。とこ

ろが中には十六、七年もその学校に行くことが出来ない、檀林で学ぶことの出来ない、経済的事由もあったかもしれませんが。そうした人たちが多く荒行、ようするに行に入っていくのですから、質の低下がだんだんと顕著になる。い坊さんを出さなければならぬというために中村・飯高・小西これらは今日の大学で、だいたい大きな檀林では五、六百人の学徒を集めていた所、余檀はそれほど大きくはなく数十人程度、時には二百人程度の所もあるでしょう。そのような小規模の檀林の場合には玄能以上でなければならぬ。この玄能というのは、天台大師智顛が書いた『法華文句』『法華玄義』『摩訶止観』の三大部の中の『法華玄義』を講義する方であります。大学の現代の組織でいえば学長が文能、『法華文句』を講義する。学部長が『法華玄義』を講義する。ようするに他大学では学部長以上でなければいけないというように決めたわけです。大変厳しいと思います。中村・飯高・小西の三檀林は三之側、今日私が講義しているこのような講堂の中で一之側・二之側・三之側・四之側……といきまして幾つかの側があり、そのうち三之側以内の人でなければ行に入ってはいけないということです。今日の学校制度にあてはめると難しいけれども、研究科課程云々となるとドクターコースを出た人でなければ行に入れない規制でありました。そうなりますと資料(六)を見てください。嘉永六年の制度改革後、翌嘉永七年からついに各檀林の玄能ばかり約なんと十有余年、明治元年に至るまでこのような最高の肩書きをもった方々のみが入ってきたという、一つの修法の道がありました。備考の方を見ていただきますと、「該当歴判明せず」ということは各檀林の玄能以上の記録を今日紛失しているがために、その人がどのお寺の住職であったかどうかということを確認できていないということであります。しかし鶏冠井・東山・山科・南谷・三昧堂・松ヶ崎・鷹ヶ峯云々の檀林を出た方々は玄能を務めた方々のみが荒行に入ってきた。こうしてついに明治をむかえてきたということになります。

明治政府は平田篤胤等の、国学思想を中核として樹立しました。天皇を現人神あらひとがみとして君臨させる国を作る。それが明治政府でありました。その平田神道がついに明治元年十月に発した布告は日蓮宗に対し、特に幕末期に平田篤胤は一向宗と日蓮宗が神の敵だとして『神敵二宗論』という批判書を出版しました。この神敵二宗というお考えの方々が明治政府の中核です。そうそうに十月、明治元年一〇月に三十番神の名称、さらにはよく皆様方の行衣に書かれている天照・八幡の名、その天照・八幡を死人に着せるとは何事だ、天照・八幡を汚すとして今後一切日蓮の党類には天照八幡を書き入れてはならないという禁止令が出されました。なにせとところによっては大鼓をたたいてはいけないというような事が、さらに仏教をつぶした対応、富山藩においては三十二の日蓮宗の寺がたった一ヶ寺に合寺にさせられました。さらに薩摩藩等では、勤王方ですので、日蓮宗の寺が一三二ヶ寺がつぶされ、また千葉県大多喜藩では四ヶ寺、明治政府によって寺がつぶされ、高知県では日蓮宗のお寺八ヶ寺がつぶされ、松本では四ヶ寺、日蓮宗のお寺がつぶされるという廃仏毀釈にあっている。そして日蓮宗のみならず真言宗、御祈祷をしていた宗派はすべて明治政府が、資料（七）の如く祈祷取締規定の発布が下されました。簡単にいいますと最初の資料の所は読みません。「禁厭祈祷之義 明治七年六月教部省乙」乙ですが、「第三十三号及十五年七月内務省戊第三号達ニ基キ、同年七月達書甲第十一号ヲ以テ相達置候処、近來往々禁厭祈祷ヲ為スニ当リ、医療其他伝染病之予防ヲ妨ケ、若クハ湯薬ヲ止ムル者有之哉ニ付、其筋ヨリ嚴重ニ取締注意可致旨、被達候條本宗験者ハ勿論、一般寺院ニ於テ心得違無之様一層注意」云々となっております。その次です。「梓巫市子憑祈祷」、これは寄代祈祷と申しますが、「狐下ヶ禁止ノ件」であります。従来梓巫市子ならび寄代祈祷狐下云々、これはすべて明治政府の政策に妨げになつてはならない、というものでした。明治政府は、維新といい、復古神道といい、まさに維新と復古という矛盾した出発が当初の明治政府である

と思います。これは大まかにいいますと禁厭祈祷は医師に施療中のものに限る等々のものです。禁止令が出されると、入行時に書く起請文に変化をもたらしました。資料(八)を見て下さい。自分がいつ死んでもいい、死んでも訴えませんがというような事で、何か有れば守護神の御罰を被るものである、という死を覚悟して入るわけです。この様に起請文が変化を遂げます。すなわち、「当山ノ門流改伝ノ刻ハ稟承ノ巻軸御府抄寄之巻其ノ他総テノ伝書ハ一字一点モ残ラス当院へ返上可仕候事。」次に、「古制新制」古い時代の制度・新しい時代の制度。「及ヒ政府ノ、候事」云々となっております。

最後に一つだけ忘れておりましたのが、再度資料(四)を見て下さい。これは文化十三年から明治までの入行者分です。最初は何月入ってもよかったです。その()内のは智泉院流であります。と申しますのはかなりの行僧人の数が、当初は三年に一人の行僧人の数が文化文政期には、遠寿院・智泉院をトータルしまして合計七・五・五・九・九・六・一〇というようにいきなり行僧の数が増えて参ります。特に天保八年一五人、翌九年二一人と大変行僧人が増えておられます。それは同時に質の低下が著しく顕れてきているという査証でもあります。この様な状況の中で、智泉院の事件が起こります。天保十一年(一八四〇)大奥を巻き込むもので、智泉院日啓の代であります。大奥の女性の方々はお祈りして下さる時に自分の体に着ている襦袢を、長持に入れて大奥から中山の智泉院・遠寿院などの祈祷所へ運びお祓いをしてもらう。それを着る。まあ大奥では將軍様のお手付きになって第一子出産ともなれば將軍様のご生母として大変な権威、名替であり、そういうことですから自分に將軍様の種が宿るようになってというようなこともあって、着物その他等々がお祓いをされる。これは今日でもなおかつ行なっておりますね。たとえば痔や喘息・ほうろく灸・星祭り等々。まあいろいろな祈祷の種類によりますが、その時に下着などを持ってこられるという習慣と同じ感じで

あります。時に、智泉院から帰るとき大奥の長持ちの中に智泉院の坊さんが入っていたという事を言われ、大奥には將軍様以外男性禁止なので、その長持ちの中に、智泉院の坊さんがいたということをして、ち上げられました。しかしそれを幕府権力に反抗することはできません。同時に大奥の廃退を日蓮宗のその事件によって結びつけられ処理された一件。これが後の問題となつて修法上での大きな事件がそこにあったということでもあります。そろそろ時間も参りました。資料を雑ばくに読みました。実はこういう資料一つずつでもまだまだ整理していかなければなりません。たとえば何歳位の人が入ったのかといいますと、一番若い人で十八歳六ヶ月で入った人が最年少であります。次には二十歳。で一番高齢者の方で五十歳。平均して二十五〜六歳の入行者が多かつたということでもあります。十八歳六ヶ月の方といえばまだまだ勉強を一杯つまなければいけない方が入行していたということも調べ上げて、当時の檀林と入行者の関係はどうであつたのか、ということもこれからの研究課題であります。私の最終講義となりましたがここでもう一つは今後の自分の研究がそういう方向に少しずつのんびりとしながら歩いていきたいということをご皆さんの前に報告し、これをもって最終講義とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

資料(一)

撰 法 華 經

末法一乘の行者息災延命所願成就祈禱經文

日 蓮 撰

勸 請

南無靈山淨土釋迦牟尼佛

一 禮

法華妙理 釋尊金言 當生信心 無有虛妄

南無寶淨世界多寶佛

一 禮

妙法蓮華經 卷第二

南無十方分身諸釋迦牟尼佛

一 禮

我有如是 七寶大車 其數無量 應當等心 各各與之

南無葉王葉上、普賢文殊、妙音觀音等八萬的大士、身子

便得無量 安穩快樂 今此三界 皆是我有 其中衆生

目連等靈山會上の諸賢聖衆、仰ぎ願くば願主の心中の所

悉是我子 而今此處 多諸患難 唯我一人 能為救護

願をして決定成就圓滿ならしめ給へ、

深自慶幸 獲大善利 無量珍寶 不求自得。

妙法蓮華經 卷第一

法華妙理 釋尊金言 當生信心 無有虛妄

今見此瑞、與本無異、是故惟付、今日如來、當說大乘經、

妙法蓮華經 卷第三

名妙法蓮華、教菩薩法、佛所護念、佛所成就、第一希有、

皆令歡喜 快得善利 是諸衆生 聞是法已 現世安穩

難解之法、唯佛與佛、乃能究盡、諸法實相、所謂諸法、

後生善處 以道受樂 亦得聞法 既聞法已 離諸障礙

如是相、如是性、如是體、如是力、如是作、如是因、如

皆令離苦 得安穩樂 世間之樂 及涅槃樂

是緣、如是果、如是報、如是本末究竟等

無有魔事、雖有魔、及魔民、皆護佛法、如以甘露瀉、

除熱得清涼、如從飢國來、忽遇大王膳、告衆人言、汝等勿怖、莫得退還、今此大城、可於中止、亦可得去、是時疲極之衆、心大歡喜、歎未曾有、我等今者、免斯惡道、快得安穩

見釋迦牟尼佛、如從佛口、聞此經典、當知是人、供養釋迦牟尼佛、當知是人、佛讚善哉、當知是人、為釋迦牟尼佛、手摩其頭、當知是人、為釋迦牟尼佛、衣之所覆、所願不虛、亦於現世、得其福報、若有供養、讚歎之者、當於今世、得現果報、是故普賢、若見受持、是經典者、當起遠迎、當如敬佛、

法華妙理、釋尊金言、當生信心、無有虛妄

南無妙法蓮華經

一部八卷、二十八品、六萬九千三百八十餘字、品品之内、咸く跡等を具し、句句の下通じて妙名を結す、一一の文は是れ眞佛也、眞佛の説法は衆生を利す、一たび聞けば能く一切の法を持つが故に未だ六波羅蜜を修行することを得ずと雖も、六波羅蜜自然に在前せん、一切の業障

海は皆な妄想より生ず、衆罪は霜露の如く、慧日能く消除す、若し末法弘經廣宣流布の志あらん行者は法華金口の明説に於て信心を致さば、現當二世の所願必ず決定圓滿することを得せしむ可き也、我が不信を以て金言を疑はざれ、若し其れ信心強盛にして、深重ならば、息災延命決定得樂ならん。

末法法華一乘の行者、息災延命所願成就、祈禱經文

資料(二) 三十番神(法華神道)

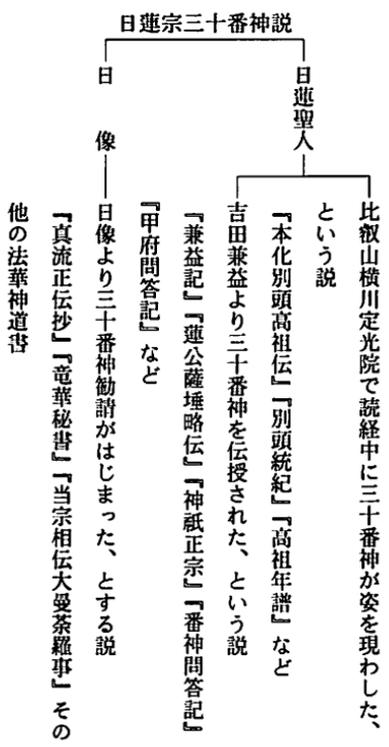
日番	称名
三十九日	禁闕守護 法華守護 仁王經守 護(正ノ也)
二十八日	法華守護 (伝教ノ也)
二十七日	加法經守 護(覺ノ也)
二十三日	法華經守 護(同内侍所)
二十一日	
二十日	
十九日	
十八日	
十七日	
十六日	
十五日	
十四日	
十三日	
十二日	
十一日	
十日	
九日	
八日	
七日	
六日	
五日	
四日	
三日	
二日	
一日	

吉苗兵三建赤祇住稲八客聖小大平春大松賀石伊貴江北鹿気気広諏熱	備鹿主上部山園吉荷子人子叡叔野日野尾茂水勢弥文野島多比田訪田	八王子	客	聖眞子	小比叡	大比叡	法華守護 (正ノ也)
氣広諏熱吉苗兵三建赤鹿住竜広大石大大八客聖小大春稲平松賀石伊	比瀬訪田備鹿主上部山島吉田田倭上神野子人子叡叔日荷野尾茂水勢						護(覺ノ也)
貴江北鹿気気広諏熱吉苗兵三建赤祇住稲八客聖小大平春大松賀石伊	船文野島多比田訪田備鹿主上部山園吉荷子人子叡叔野日野尾茂水勢						護(同内侍所)

日蓮宗修法史概説(宮川)

上記の図によっても判明する如く、伝教の五神六日結番説と、慈覚の三十番神説は時代的考察の上では信憑しがたい。しかし、慈覚の註で記した千支十二を十二神に配当した番神説は、番神信仰の形成過程を知る上において非常に大きな意味と信憑性をもつといえよう。やはり三十番神信仰は延久五年(一〇七三)に横川の良正が勧請したという、鎌倉期に入ってからの説が妥当といえよう。

かかる番神信仰が日蓮宗にいつ頃から取り入れられたかを考察すると、左図の如く大別される。



以上のうち『本化別頭高祖伝』『別頭統紀』『高祖年譜』等でのべている日蓮聖人説は、聖人が建長元年（一二四九）に比叡山定光院で読経中、法華經守護の三十番神が衆列をなして姿を現わしたという。聖人は神名を記し姿を画像にかかした。神名帳は沼津の妙海寺に、画像は甲州の立正寺に存している、というものである。この説はまったく伝説的なもので、学術的には認めることはできない。

また一方の、聖人が弘長元年二月に吉田兼益から、三十二神の名号を伝授されたという『兼益記』。さらに『兼益記』をそのまま引用した『蓮公薩埵略伝』『神祇正宗』『甲府問答記』などの説は、日蓮聖人史伝上ありうるべきことではない。ましてや三浦周行博士の指摘する、『兼益記』が兼俱の創作であるならば論をまつまでもない。してみると、日蓮宗に三十番神信仰を最初にとり入れたのは、『真流正伝抄』の記述と、『竜華秘書』に散見される日像（一二六九〜一三四二）からとみるべきであろう。

資料 (三)

当院御祈禱一派制規

一 夫当山御祈禱者蓮祖大士建長六年丙寅春於于当山從最初轉法輪砌開祖日常大人連々御相承之旨而実千金莫伝之一大事也依之從蓮祖大士至日侘上人近代々貫主連綿而伝法水来早爾宗風日行而諸山共貫主威重日盛月高爰以貫主人自婢賤家益之難矣然蓮祖大士正流祈禱何□□高貴而不救貧賤之理乎是有化導大闕矣于時天正十九年春日侘上人退去之砌召経王院日実日令付属此大法莫於汝謹奉行法令命断絶也今已貫主尊貴而救貧賤不任于意□□代益重則大法留貫□□家而不能利貧賤是豈非蓮祖大士御本意也汝謹愍念貧窮矣也故当院当山御祈禱根本所云是也伝来蓋如是爾近来於両院相伝互忌相承之旨不挾其法器於不器之仁猥許用之大背祖承旨頗似為法□□矣已来相得意如古制之深察法器而令成就行法而後可許伝法者也為已来格別相定条々如左

日蓮宗修法史概説 (宮川)

一 御先師御定新古兩制急度可相守事

一 仮令雖相伝弟子至後日不如法義有之願亦於奇怪修法者則吟味之上取戻伝抄等可為御祈禱停

一 門弟之徒於御禱_レ祈一派義万一公難等有之当院及引合出府刻諸雜用等万事可意附事

一 入行之徒行中故障有之者無拗致出行再行登山之刻前行可無功事

一 入行之徒行中故障於有之者万事其引請人致登山可致始未事

門弟之徒如古制年首暑寒移転吃度可及音信事一門弟之徒於病家祈禱号神酒飲酒可相謹事

但助経僧可相謹旨可申含事

一 助経僧輕法席乱行儀或休息砌雜談等無之樣可申含事右之条々雖為古制近来漸々猥相成為法難入候依今般先輩評議之上件之条々相定所也已来吃度相守不可違犯若於相背徒者過失可由時了簡者也

資料(四) 遠寿院日久入行以後

入行年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
元禄 5 1692	* 12月13日遠寿院日久入行・他一名入行 月不明												2
10 1697	一名入行・月不明												1
11 1698	一名入行・月不明												1
15 1702	一名入行・月不明												1
宝永 7 1710	二名入行・月不明												2
享保 3 1718	三名入行・月不明												3
4 1719	一名入行・月不明												1
7 1722							1					3	4
8 1723	1												1
11 1726				1	1								2
12 1727		1											1
13 1728									1				1
14 1729				1									1
元文 4 1739								1					1
5 1740		1											1
寛保 2 1742		1											1
延享 2 1745								1					1
3 1746							1		1				2
5 1748	1												1
宝暦 2 1752		1											1
6 1756		1											1
7 1757	1								1				2
10 1760								1					1
13 1763								1					1
明和 2 1765							1				1		2
7 1770											1		1
安永 1 1772											2		2
3 1774												1	1
4 1775											1		1
5 1776										1			1
7 1778	1												1
8 1779		1						1					2
9 1780								1					1
天明 2 1782									1				1
3 1783										1			1
7 1787								1	1				2
寛政 3 1791								1					1
5 1793	1							1					2
6 1794												2	2
11 1799										1			1
享和 1 1801									1				1
3 1803								1					1
合計	5	6	0	2	1	0	3	10	6	3	5	6	58

遠寿院・智泉院入行者月別統計表 () 内の数字は智泉院の入行者

入行年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	智泉院	遠寿院	合計
文化13 1816				1									0	1	1
14 1817				(1)				1		(1)	(2)	(2)	6	1	7
文政1 1818	(1)	(1)			1		2						2	3	5
2 1819					1		1	1	(2)				2	3	5
3 1820				1		2			(1)1	(3)1			4	5	9
4 1821	(1)		(1)				1		1	(3)1		1	5	4	9
5 1822						2		1		(3)			3	3	6
6 1823					1	2	1		(1)	(3)	(2)		6	4	10
7 1824						1	1		(1)	(2)			4	2	6
8 1825												(1)	1	0	1
9 1826							1		(1)	(1)		(2)	4	1	5
10 1827						1							0	1	1
11 1828							1						0	1	1
12 1829									1	1	1	1	0	4	4
天保1 1830								1		3			0	4	4
2 1831													0	0	0
3 1832			1					1		2			0	4	4
4 1833										1		1	0	2	2
5 1834								1		2			0	3	3
6 1835							2		2		1		0	5	5
7 1836	2				1			(2)	(2)	(1)2	(3)	(2)	10	5	15
8 1837	1		2					(1)	(1)1	(4)1	(1)2		8	7	15
9 1838	1	1						(2)2	(3)1	(1)3	(2)	(1)4	9	12	21
10 1839								1	1	(2)4		(1)	3	6	9
11 1840	(1)								(2)2				3	2	5
12 1841	4		1	1	1				(1)2				1	9	10

日蓮宗徳法史略説(第三)

入行年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	智泉院	速寿院	合計
天保13	1842								1	2			0	3	3
14	1843								5		1	(2)	2	6	8
弘化1	1844								(1)1	(1)1	(1)		3	2	5
2	1845								1	2	1	1	1	5	6
3	1846								(3)2	2	(1)1	1	4	6	10
4	1847									(1)2	(1)2		2	4	6
嘉永1	1848									(4)4	(1)1		5	5	10
2	1849								(2)3	(1)	(1)	1	4	4	8
3	1850								(1)	(2)4	(1)2	(2)	6	6	12
4	1851								(3)5	3	(1)3		4	11	15
5	1852								(3)3	(1)1	(1)		5	4	9
6	1853									(1)		1	1	1	2
安政1	1854								1				0	1	1
2	1855								1	(3)1	(2)2		5	4	9
3	1856									(4)2	(1)		5	2	7
4	1857								(2)2	(2)2	(2)1		6	5	11
5	1858			1					(2)	(1)2	(1)2	(1)1	5	6	11
6	1859								(2)3	(2)2	(2)5	1	6	11	17
万延1	1860	1							(1)1	(1)1	(2)1	(1)2	7	6	13
文久1	1861								(2)3	(2)8	(2)	1	6	12	18
2	1862								(3)5	4	1		3	10	13
3	1863								(4)	(1)1	1		5	2	7
元治1	1864								(2)1	(4)1	(1)2		7	4	11
慶應1	1865								(3)6	3	1	1	3	11	14
2	1866								(2)6	(6)2	(5)		13	8	21
3	1867								(5)8	(1)1	5		6	14	20
明治1	1868								(7)9	(2)	(2)		11	9	20

行堂入行者一覧表

年号	月												智泉	遠寿	合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
明治 1									9 (7)	(2)	(2)		11	9	20
同 2															
同 3															
同 4															
同 5								3	2 (1)				1	5	6
同 6	(2)								1 (2)		1		4	2	6
同 7	1											1 (1)	1	2	3
同 8											4			4	4

明治期の入行者

日蓮宗修法史概説(宮川)

() 内は智泉院

行堂入行者一覽表

年号	行数	初行	再行	3行	4行	5行	合計
		明治 9	8				
同 10	5						5
同 11	12	1					13
同 12	16						16
同 13	22						22
同 14	19						19
同 15	28	2					30
同 16	28	6	1				35
同 17	20	1	1				22
同 18	10	3					13
同 19	17	2	1	1			21
同 20	20	5	1				26
同 21	27	9				1	37
同 22	25	9	3	1			38
同 23	19	5	1				25
同 24	18	6		2			26
同 25	24	4	3				31
同 26	6	4	3				13
同 27	9	1	2				12
同 28	18	1	2				21
同 29	25	4			5		34
同 30	37	8	1	2		3	51
同 31	34	8	2			2	46
同 32	39	12	5	1	1		58
同 33	32	10	4	3	1		50
同 34	28	11	3	2	1		45
同 35	25	6	3	1	1		36
同 36	17	3	5	1			26
同 37	11	2			1		14
同 38	19	3	3	1	1		27

資料（五）

翌天保十三年、幕府は智泉院に寄祈禱を禁止した。さらに嘉永五年（一八五二）、幕府は遠寿院、智泉院に対し、病患の者のみに許可制とする旨を布達した。翌六年、ここにおいて両院は従來の規定を改革し、

一、御祈禱相承之制規近来猥ニ相成 無行無相伝之輩中山相伝ト申偽祓緋細ニ御公儀江奉掛御苦勞事宗門之瑕謹且入之事ニ候

今般山主院中評儀之上当丑三月府内録所惣会之上定条々

一、御祈禱相承之僧侶古如例山制者勿論伝師之制戒嚴重ニ相守真實護法可為如法事

附 於加行堂苦修練行相伝之時之志□平日無忘失色心共可為堅固在家ニ祓稔宿法席ヲ称祈禱堅無用

一、中村 飯高 小西三檀林三之側以上 余檀_有玄能以上 如法実意之僧人撰之上役寺妙法寺之添翰願出可申事

但 生国 師 位階 年令 身元如先例事

一、相承御願之僧者前以伝師_其願込十月迄_三可致登山事

一、行法日數一百日成就之事 尤入行僧數天保度為定其余者不時願込□共不可許容事

附 自在之額願強謝 以上可申事

右之条々為法令法久住堅可相守若違犯之輩現世_者蒙冥爵來世於可為隨獄者也

于時

嘉永六癸丑年九月

当山百二世 日正在判

浄光院 日照判

法宣院 日妙判

安世院 日宗判

本行院 日直判

兩驗者 遠寿院 日照判

智泉院 日真判

真梁(六) 玄能者

入行年月日	西暦	玄能者名	檀林名	智	遠	備	考
嘉永7年9月15日	1854	貫道院日省	東山		○	462世、字忍三、熊本智運院17世	
安政2年9月15日	1855	俊光院日運	鶏冠井		○	該当歴判明せず、340世に俊光院あるも没年が入行前	
安政2年10月12日	1855	本性院本龍	東山		○	該当歴判明せず、九州柳川台照院住職	
安政2年11月28日	1855	福寿院日道	山科		○	550世、字英寛、日尊とも、安政6年に再行	
安政3年10月16日	1856	妙成院日進	山科		○	555世遠盛院日●(西が上、神が下)ではないか、蓮乗院改め妙成院、蓮成院とも	
安政4年9月3日	1857	龍乗院日量	南谷		○	該当歴判明せず、字泰興	
安政4年9月15日	1857	本光院日仁	三味堂	○		該当歴判明せず、字全請	
安政4年10月11日	1857	神明院日鏡	松ヶ崎	○		該当歴判明せず、字慈聞	
安政4年10月15日	1857	是鏡院日峯	鷹峯		○	該当歴判明せず、字是觀、聚運	
安政5年1月2日	1858	恵光院日輝	山科		○	該当歴判明せず	
安政5年9月2日	1858	妙寿院日栄	求法	○		該当歴判明せず	
安政5年10月5日	1858	一乗院日行	松ヶ崎		○	該当歴判明せず	
安政5年10月21日	1858	智鶴院日解	飯高	○		該当歴判明せず、智泉院文書67才、遠寿院文書57才	
安政5年11月6日	1858	慈円院日邁	西谷	○		該当歴判明せず	
安政5年10月5日	1858	真正院日善	鷹峯		○	該当歴判明せず	
安政4年10月14日	1857	興運院日丈	三味堂	○		該当歴判明せず	
安政5年11月17日	1858	遠妙院日栄	南谷		○	該当歴判明せず	
安政5年11月17日	1858	本妙院日近	東山		○	該当歴判明せず、院号のみ同じならば437世	
安政6年9月11日	1859	勇教院日定	鶏冠井	○		該当歴判明せず	
安政6年10月12日	1859	勇猛院日鋭	求法		○	該当歴判明せず、法華經寺107世日穩の弟	
安政6年10月24日	1859	大寿院日静	山科		○	該当歴判明せず	
安政6年10月24日	1859	遠盛院日登	山科		○	555世、遠寿院文書には遠成院と、安政3年入行の妙成院と同一か	

入行年月日	西暦	玄能者名	檀林名	智 遠	備 考
安政 6 年10月28日	1859	松寿院日東	東山	○	該当歴判明せず、遠寿院文書には龍頭院と。512世龍寿院？
安政 6 年11月 1 日	1859	歡喜院日要	西谷	○	該当歴判明せず
安政 6 年11月22日	1859	智応院日尊	鶏冠井	○	該当歴判明せず
安政 7 年 1 月11日	1859	開示院日相	飯高	○	538世、のち日悟、日実とも五段加行の35日間のみ
萬延 1 年 9 月 6 日	1860	本修院日英	鶏冠井	○	504世、別に信性院日定とも、字英山
萬延 1 年10月17日	1860	妙解院日達	鷹峯	○	該当歴判明せず
萬延 1 年11月25日	1860	修照院日徧	三昧堂	○	該当歴判明せず
萬延 1 年12月19日	1860	泰智院日利	西谷	○	西谷檀林玄能歴不詳のゆえ判明不可能
文久 1 年10月 2 日	1861	了玄院日明	三昧堂	○	該当歴判明せず、鎌倉妙法寺36世
文久 1 年10月 2 日	1861	證光院日敬	山科	○	該当歴判明せず、字文海・澄光
文久 1 年10月 2 日	1861	進龍院日奉	東山	○	該当歴判明せず、字学詮
文久 1 年10月 8 日	1861	妙浄院日怡	東山	○	515世、字餽皎
文久 1 年10月 8 日	1861	妙周院日承	求法	○	279世、字周直
文久 1 年10月18日	1861	誠孝院日静	求法	○	該当歴判明せず
文久 1 年10月28日	1861	慈運院日順	西谷	○	西谷檀林玄能歴不詳のゆえ判明不可能
文久 2 年 9 月23日	1862	養泰院日静	松ヶ崎	○	該当歴判明せず
文久 2 年10月 3 日	1862	本寿院日延	山科	○	該当歴判明せず
文久 2 年10月16日	1862	体観院日賢	東山	○	該当歴判明せず
文久 2 年11月12日	1862	龍旭院日曜	求法	○	該当歴判明せず
元治 1 年 9 月 6 日	1864	示顕院日淵	松ヶ崎	○	該当歴判明せず、慶応 2 年に再行
元治 1 年 9 月21日	1864	融心院日雍	西谷	○	西谷檀林玄能歴不詳のゆえ判明不可能
慶応 1 年 9 月 3 日	1865	遠照院日光	南谷	○	該当歴判明せず
慶応 1 年 9 月27日	1865	慈眼院日視	南谷	○	該当歴判明せず

日蓮宗後述弘願聖 (第三)

入行年月日	西暦	玄能者名	檀林名	智	遠	備	考
慶応1年10月18日	1865	真妙院日掌	山科		○	該当歴判明せず	
慶応1年10月28日	1865	現寿院日足	求法		○	該当歴判明せず	
慶応2年9月3日	1866	明德院日運	南谷		○	該当歴判明せず	
慶応2年9月18日	1866	了解院日尊	南谷		○	該当歴判明せず、東京八王子法蓮寺20世	
慶応2年9月21日	1866	文泉院日味	求法		○	該当歴判明せず	
慶応2年9月21日	1866	顕妙院日康	求法		○	該当歴判明せず	
慶応2年9月24日	1866	慈妙院日良	求法		○	該当歴判明せず	
慶応2年10月8日	1866	妙運院日啓	鶏冠井		○	252世	
慶応2年10月8日	1866	本昌院日妙	求法		○	262世、本里院日妙ではないか	
慶応2年10月28日	1866	元妙院日解	求法		○	該当歴判明せず	
慶応2年10月28日	1866	妙静院日慈	南谷		○	該当歴判明せず	
慶応2年10月28日	1866	體妙院日意	東山		○	該当歴判明せず	
慶応2年11月1日	1866	称導院日宮	鶏冠井		○	該当歴判明せず	
慶応2年11月2日	1866	本行院日明	鶏冠井		○	該当歴判明せず	
慶応2年11月9日	1866	遠静院日理	東山		○	該当歴判明せず	
慶応3年9月1日	1867	本高院日昶	東山		○	516世、病気のため80日で出行	
慶応3年9月16日	1867	養仙院日祁	松ヶ崎		○	該当歴判明せず	
明治1年9月5日	1868	能寿院日鄧	東山		○	該当歴判明せず	

◎祈禱取締規程發布ニ付注意ノ件

明治十五年七月十九日
明治十一年八月三日

各府縣本宗教取締中

今般内務省ヨリ、戊第三號ヲ以テ左ノ通ヲ被達候ニ付テハ、信者ヨリ、治病祈願請求有之節ハ必ス先キ服藥ノ有無ヲ問ヒ醫師治療中ノ者ニ限リ、其強ニ應スヘキ旨本宗祈禱條法ノ者ハ勿論寺院中ヘモ無洩達可致此旨相達候事

◎全上ニ付

明治七年十一月七日
明治七年十一月七日

各地方本宗寺院中

禁厭所廢之假明治七年六月敕部省乙第三十三號及十五年七月内務省戊第三號通ニ基キ同年七月通督甲第十一號ヲ以テ相達候處近來往々禁厭祈禱ヲ爲スニ當リ醫藥其他傳染病之預防ヲ妨ケ若クハ湯藥ヲ止ムル者有之哉ニ付其筋ヨリ、嚴重ニ取締注意可致旨被達候條本宗廢者ハ勿論一般寺院ニ於テ心得違無之權一層注意可致此段發告候也

◎梓巫市子懸祈禱狐下ケ禁止ノ件

明治六年一月五日
明治六年二月二日

府縣

從來梓子、市子、並懸祈禱、狐下ケ杯ト相唱玉占、口寄等ノ所業ヲ以テ人民ヲ眩惑セシメ候儀自今一切禁止候條於各地方官此旨相心得管内取締方嚴重可相立候事

◎禁厭祈禱ヲ以テ醫藥ヲ妨クル者取締ノ件

明治六年六月七日
明治六年七月二日

府縣

別紙第卅三號ノ通神道諸宗管長ハ相達候向後禁厭祈禱ヲ以テ醫藥等差止メ政治ノ妨害ト相成候條ノ所業致候者有之候ハ、於地方官取締可致此旨相達候事

◎全上ニ付神道各管長ヘ達

全日教習者乙算并三三三

神道、諸宗管長

禁厭祈禱等ノ儀ハ神道諸宗共人民ノ請求ニ應ヒ從來ノ傳法執行候ヘ元ヨリ不苦筋候處間ニハ之レカ爲メ醫藥ヲ妨ケ湯藥ヲ止メ候向モ有之哉ニ相聞以テ外ノ事ニ候抑致尊儀タルモノ右等貴重ノ人命ニ關シ乘座ノ方向ヲモ誤ラセ候條ノ所業有之候テハ朝旨ニ乖戾シ政治ノ障礙ト相成甚以テ都合ノ次第ニ候條向後心得違ノ者無之權此度取締可致此旨相達候事

◎禁厭祈禱ハ醫師診斷施療中ノ者ニ限ル件

明治十五年七月十日
明治十六年七月十日

府縣

別紙戊第三號ノ通神道諸宗管長ヘ相達候條今後違背ノ輩有之候ハ、直ニ差止被委拜當者ハ具狀可致此旨相達候事

◎全上ニ付神道副總裁及神佛各管長ヘ達

全日內務省
戊第三號

神道副總裁、神佛各管長

資料(八)

當山門流改傳刺高染米卷軸御符抄寄
之卷其他總之傳書、一字一紙、強之當院
(返上可仕候事)
古制新制及政府法令之違背之、勿論病
者對醫國總寺之禁、申間敷候事
相傳師對現當共決之違背、勿論罪勞
等致之間敷候事
右之條々誓約仕候者、信力不足、違背候、

その他の資料

積善房流と智泉院流の加行御經次第相承の対比

積善房流

第一 死靈一七日

初日 寿量品陀羅尼品 各百卷

每自文 是人文 出三界苦文 肝文氣力次第

二日 寿量品神力品各三十三卷 肝文同全

三日 提婆品百卷 寿量品三十三卷 肝文同全

四日 大乘王教三部 肝文同全

五日 通序 世雄 提婆 寿量 普賢品各三十三卷 肝文同全

六日 提婆品百卷 陀羅尼品三十三卷 普賢品六十卷 肝文同全

七日 上件通り氣力次第

第二 生靈一七日

初日 通序五十卷 方便品世雄偈迄十三返 寿量 神力 普門 陀羅尼各三十三卷

二日 通序百卷 寿量 神力各三十三卷 世雄 藥王 陀羅

日蓮宗修法史概説(宮川)

宮川了篤・加藤瑞光編『日蓮宗祈禱聖典』所収

智泉院流

生靈段 一七日

初日 通序五十返 十如世雄偈マテ卅三返并ニ寿量 藥王

神力 普門 陀羅尼品各三十三返

肝文 梵天王一在 諸餘一減 此經則一不死 是好一此 円頓者 右何レモ氣力次第

二日 通序百返 十如世雄偈十三返 寿量 神力 藥王 普門 惣持品各三十三返 肝文如上

三日 通序 十如世雄偈 寿量 神力各三十三返 肝文如上

四日 御經三部 寿量十三返 肝文如上

五日 普門百卷 惣持百卷 肝文如上

六日 通序 十如世雄偈 寿量 藥王 普門 惣持各三十三返 肝文如上

七日 妙経卷部 肝文如上

死靈段 一七日
初日 通序百返 寿量百返
肝文 每自…文 以仏教…文 是人於…文 一者不…以下虫害ノタメ不明

尼各十三卷

三日 通序 世雄 寿量 神力各三十三卷

四日 大乘妙典三部

五日 普門 陀羅尼各百卷

六日 通序 世雄 寿量 陀羅尼各二十三卷 藥王 普門各

十三卷

七日 上件氣力次第

此經則為文 円頓者 氣力次第

第三 野狐一七日

初日 通序百卷 世雄 寿量 神力各三十三卷

二日 通序 世雄 寿量 神力 藥王 普門品各三十三卷

三日 通序 世雄 神力 普門 陀羅尼各三十三卷 藥王品

十三卷

四日 大乘王教三部

五日 寿量 神力各百卷

六日 六番神咒五百卷 念彼段氣力次第

七日 上件氣力次第

梵天王文 曠野文 如我昔文 円頓者氣力次第

三日 提婆品百返 寿量 普門各三十三返 肝文如上

四日 妙經三部 寿量品廿一返 肝文如上

五日 通序 十如世雄偈 提婆 寿量 神力 普門各三十三返 肝文如上

六日 提婆百返 普門十返 陀羅尼三十三返 肝文如上

七日 妙經老部 肝文氣力次第

狐著段 一七日

初日 通序百返 十如世雄偈 寿量 神力 惣持各三十三返

円頓者百返

肝文 雖有魔及一法。梵天王一自在、曠野嶮一狼氣

力次第

二日 通序百返 十如世雄偈 寿量 神力 藥王 普門各三

十三返 肝文如上

三日 通序百返 十如世雄偈 寿量 神力 普門 惣持各三

十三返 藥王三十三返 肝文如上

四日 妙經三部 惣持三十三返 肝文如上

五日 寿量 神力各百返 惣持三十三返 肝文如上

六日 六番咒五百返 久遠偈百返 世尊偈十返 肝文如上

七日 妙經一部 肝文如上

第四 疫病一七日

初日 寿量 陀羅尼各百卷

二日 神力 普門各百卷

三日 藥王 陀羅尼各百卷

四日 大乘妙典三部

五日 六番神咒氣力次第 円頓者氣力次第

六日 寿量 神力 藥王 普門 陀羅尼 六番神咒氣力次第

七日 上件氣力次第

若男形○惱文 若一日○病文 氣力次第

第五 咒咀一七日

初日 通序 世雄 寿量 神力 藥王 普門 陀羅尼各三十

三卷

二日 普門 百卷 陀羅尼 念彼段各三十三卷

三日 六番神咒七百卷

四日 大乘妙典三部

五日 普門品百三十三卷 念彼三十三返

六日 通序 世雄 提婆 藥王 普門 陀羅尼各三十三卷

七日 上件氣力次第

咒咀諸○人文 是諸惡○害文 円頓者氣力次第

日蓮宗修法史概説 (宮川)

疫病段 一七日

初日 寿量 陀羅尼各百返 円頓者十返 肝文 令百一患

若一日一樹枝 氣力次第

二日 神力 普門各百返 肝文如上

三日 藥王 惣持各百返 肝文如上

四日 妙經三部 惣持三十三返 肝文如上

五日 寿量三十三返 六番咒五百返 肝文如上

六日 寿量 神力 藥王 普門 惣持各三十三返 六番咒

肝文如上

七日 妙經一部 肝文如上

咒咀選段 一七日

初座 通序 十如世雄偈 寿量 神力 藥王 普門 陀羅尼

各三十三返 肝文諸餘一減 是諸惡鬼一害 咒咀一本

人 衆怨悉退散

二日 普門百返 念彼段并陀羅尼各百返 肝文如上

三日 惣持三十三返 六番咒七百返 肝文如上

四日 妙經三部 念彼偈三十三返 肝文如上

五日 普門百三十三返 肝文如上

六日 通序 十如世雄偈 提婆 寿量 藥王 念彼偈 惣持

各三十三返 肝文如上

七日 妙經一部 肝文如上